

2. 新城市

「介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書」に対する回答書

新 城 市

平成 21 年 10 月 27 日

【1】自治体の基本的あり方について

・①・②・③

地方自治体の行政運営に当たっては、憲法及び地方自治法を基本にすえて各種行政施策を行うものであり、この姿勢は将来にわたって変わるものではなく、又変わってはならないと考えています。しかしながら、地方自治を取り巻く環境は大きく変化しており、少子高齢化社会への急速な進展の中で、国の行財政改革の動き、又高齢者医療・高齢者介護や障害者福祉の大きな変革の動きがなされているところであるが、こうした改革が地域住民に十分理解され有効に活用がなされるよう進めるとともに、今後生じてくる課題等についての改善策を見出せるよう努力し、充実してまいりたい。

【2】以下の事項を実現し、市町村の福祉施策を充実してください。

1. 安心できる介護保障について

(1) 介護保険について

- ・①法改正前の第2段階の非課税者に限り、低所得区分制度の矛盾を補完する目的から独自の軽減措置を設けていた。制度改正により、H18.4から所得階層区分を5段階から6段階となったため、独自の軽減措置は解消しました。
- ・②市独自の減免制度は、実施していない。
- ・③ア. 国から示された改訂版のテキストに従い実施します。
イ. 国から示された改訂版のテキストに従い実施します。
ウ. 国主催の研修会に出席しました。
- ・④平成20年度に、第4期高齢者保健福祉計画を策定し、認知症対応型グループホームを収容人員18名を市内3ヶ所に平成23年度までに整備することとなりました。
- ・⑤年2回研修を実施しています。(講師は、社会福祉研修センターに依頼)

(2) 高齢者福祉施策の充実について

- ・①調理が困難なひとり暮らし高齢者、高齢者のみの世帯の方に定期的に給食を配達することにより、食生活の改善と安否の確認を行なっています。配達は、火・木・金の週3回の昼食・夕食を実施し、希望の曜日を選ぶことができます。
- ・②ア. 外出支援として、高齢者福祉タクシーの助成、また地域により外出支援サービス事業を実施しています。
イ. 地域支援事業として、ミニデイサービス事業を取り入れ、市内34ヶ所で実施しています。

(3) 障がい者控除の認定について

- ・①要介護1以上の方を対象に行っています。
- ・②広報誌、市のホームページにより周知を図っています。

2. 高齢者医療などの充実について

- ・①現在は考えておりません。
- ・②現在は考えておりません。

- ・③後期高齢者医療制度の資格証明書の発行等に関する実施主体は、保険者である愛知県後期高齢者医療広域連合です。
- ・④現在は考えておりません。
- ・⑤現在は考えておりません。(インフルの接種率を上げることを目標としています。)

3. 子育て支援について

- ・①子ども医療費助成制度については、市単独助成で、小学校1年生から3年生までの通院を現物給付(窓口無料)で実施しているところですが、22年度において小学校6年生までの拡大を予定しております。それ以上の拡大については、実績、財政状況等を考慮し、今後検討します。
- ・②妊婦の無料健診制度の拡充については、平成21年度から産前の健診を5回から14回に増やして実施しております。

超音波検査については、平成22年度より年4回の助成を予定しております。

- ・③予防接種事業については、予防接種法に基づき定期接種を実施しております。
現在は考えておりません。
- ・④新城市では生活保護基準額の1.5倍以下の世帯までを対象としております。また、申請の受け付けは、教育委員会の窓口で行っております。

4. 国保の改善について

- ・①ア. 現在、市の一般会計は非常に厳しい状況にあるため、現行以上の繰り入れは考えておりません。
イ. 一部の年齢層を賦課対象としないとする考えは持っていません。
ウ. 現在は考えておりません。
エ. 現在は考えておりません。
- ・②ア. 被保険者の不公平感を是正するためにも、法に準拠し資格証明書制度を実施します。資格証明書については、制度にのっとり被保険者の滞納事由等を十分考慮し、対応していきます。
イ. 分納誓約を履行中の世帯で、滞納額が30万未満になった場合には、通常の保険証の発行を行います。
ウ. 生活実態の把握にしっかり努めたうえで保険税の徴収を実施しております。

- ・③現在は、考えておりません。

5. 障がい者施策の充実について

- ・①自立支援医療については、原則1割の自己負担ですが、所得に応じて自己負担上限額が設定されております、当市では自己負担分を助成する医療費助成制度があります。
・その他の利用料負担の軽減措置としては、国の基準に合わせて、上限額を設けていますが、障害福祉サービスと地域生活支援サービスを同一人が、同一月に利用した場合で、障害者サービスで定められた上限負担額を超えているときは、地域生活支援サービスに係る負担額も返還されます。
- ・②現在は考えておりません。
- ・③現在は考えておりません。

6. 健診事業について

- ・①(保険医療課)特定検診においては、受益者負担の原則や検診への意識づくりとして、自己負担1,000円をお願いしており、今後も負担をお願いしたいと考えています。
実施期間については、今後の実績(受診率等)状況により検討してまいります。

集団検診については、短期人間ドックにおいて、特定健診項目を実施しています。

(健康課) 各種健診は、自分の身体を知る重要な事業です。その結果を治療につなげたり、生活習慣を見直すための動機付けの場となる事業です。健康に関心を持ち、自己の健康管理をしていただくため、また、医療の公平性を考えたとき、自己負担は必要であると思います。

がん検診は、集団方式が4月から翌年2月、個別医療機関委託方式が6月から12月(女性特有のがん検診は翌年3月)まで、ほぼ1年を通して実施しております。

また、歯周疾患検診は、集団方式で年6回、個別医療機関委託方式が6月から9月まで実施しております。

- ・②(健康課) 30歳代を対象に生活習慣病予防健診、18歳から39歳の女性を対象に女性の健康診査を実施しております。なお、自己負担金は6①の考えで無料ではありません。
- ・③(健康課) 自己負担金は6①の考えで無料ではありません。

7. 生活保護について

- ・①生活保護法の原理・原則に則り困窮者と接し、他法・他施策による救済が見込めない者については、適切に保護の申請指導を行っています。生活保護法に基づく調査については速やかに行い、保護決定の迅速化を行っているとともに、現に手持金のないものについては、社会福祉協議会と連携し、社協の融資制度を利用させるなどの対応をしています。
- ・②ホームレス等への対応については、「平成20年12月11日付け20地福第991号ホームレス等に対する適正な生活保護の適用について(通知)」に基づき適正に行っています。
- ・③(福祉課) 今年度は生活保護の担当者を他業務兼務ではありますが、1名増員して対応しています。

(人事課) 業務に必要な職員を確保するよう引き続き努力してまいります。

【3】国および愛知県・広域連合に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

1. 国に対する意見書・要望書

- ・①～⑧

及び

2. 愛知県に対する意見書・要望書

- ・①～⑧

案件にもよりますが、全国的な課題と思われるものについては、本市も加入している「全国市長会」を通して、地方共通の意見として集約し、国に要望していくことが望ましいと考えます。

3. 愛知県後期高齢者医療広域連合に対する意見書・要望書

- ・①～④

いずれも一つの自治体のみの問題ではないため、県単位及び全国的な要望が必要となっていくことであると考えますので、段階を踏まえながら検討していきます。